

魚津市告示第101号

魚津市身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免取扱
要綱の一部改正について

魚津市身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免取扱要綱（平成
27年魚津市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p data-bbox="197 215 904 244">魚津市身体障害者等に対する軽自動車税の減免取扱要綱</p> <p data-bbox="159 252 237 280">(目的)</p> <p data-bbox="114 292 1099 440">第1条 この要綱は、魚津市税条例（昭和37年魚津市条例第1号。以下「条例」という。）第76条の規定による身体障害者等に対する軽自動車税の減免（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="114 448 405 478">第2条－第8条 （略）</p> <p data-bbox="114 486 322 515">別記様式 （略）</p>	<p data-bbox="1205 215 2054 244">魚津市身体障害者等に対する軽自動車税<u>（種別割）</u>の減免取扱要綱</p> <p data-bbox="1167 252 1245 280">(目的)</p> <p data-bbox="1122 292 2107 440">第1条 この要綱は、魚津市税条例（昭和37年魚津市条例第1号。以下「条例」という。）第76条の規定による身体障害者等に対する軽自動車税<u>（種別割）</u>の減免（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1122 448 1413 478">第2条－第8条 （略）</p> <p data-bbox="1122 486 1330 515">別記様式 （略）</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(魚津市軽自動車税環境性能割減免取扱要綱の廃止)
- 2 魚津市軽自動車税環境性能割減免取扱要綱（令和元年魚津市告示第97号）は、廃止する。